

# なかとんべつ 町議会だより

Volume

# 154

平成19年4月10日発行



ようこそ！道内初・認定こども園へ こども館で入館式

自治基本条例の早期制定を求める決議を議決  
まちの新年度予算総額46億6千万円に

可決された議案・請願と意見書.....	3
私たちの一般質問.....	4
平成19年度予算.....	8
常任委員会所管事務調査報告.....	12
自治基本条例の早期制定を求める決議...	14
議員の成績表・議会改革4年間の歩み...	15
議会の動き・あとがき.....	16

発行 中頓別町議会  
編集 議会広報編集特別委員会  
お問合せ / 北海道枝幸郡中頓別町172番地 6  
tel (01634) 6-2244 (直通) / fax 6-1155

# 町長選出馬のため宮崎副議長が議員辞職 後任副議長選挙で藤田議員が当選



## 第1回 定例会

町村合併問題など、3議員が一般質問  
破たん回避のため財政赤字解消を優先

平成19年第1回定例会が、3月2日から14日まで14日間の日程で開かれましたが、13日中に全日程を終了したため、会期を1日残して閉会しました。

恒例の「サンデー（日曜）議会」は、11日に開かれ、福家教育長が新年度の教育行政執行方針を述べた後、市町村合併や国保病院の運営問題などについて、3名の議員が一般質問を行いました。

また、休会中の12日に、議員全員で構成する「予算審査特別委員会」が開かれ、一般会計予算をはじめとする平成19年度8会計予算案をいずれも原案どおり可決。13日午後から再開された本会議で、その結果が報告され、新年度予算は成立しました。

新年度予算の総額は、天北厚生園の法人移管によって特別会計が減ったことや4月の町長選挙を控えているため骨格型となり、前年度に比べ6億8千万円少ない46億6千万円となりました。

この定例会では、町民体育館や学校の体育館の使用料を引き上げる条例改正も行われています。

野邑町長は、会期中の行政報告で、小頓別製管工場の操業開始やこども館が全道初の「認定こども園」に認定されたことを報告。

会期最終日には、「自治基本条例の早期制定を求める決議」（14頁に全文掲載）を全会一致で議決しました。

全議案の審議終了後、宮崎副議長が町長選挙出馬を理由に議員辞職願を提出し了承されました。

直後の副議長選挙では、藤田首健議員が選ばれ、改選までの任期を務めることになりました。

# 第1回定例会で 決まりました



## 公平委員会委員に大山 さんを選任

任期満了に伴う公平委員会委員一名の補充にあたり、大山敏昭さん（字旭台在住）の選任に同意しました。

任期は、平成19年4月1日から4年間です。

## その他の可決議案

中頓別町職員の勤務時間、  
休暇等に関する条例（改正）  
職員給与条例（改正）  
中頓別町生涯学習推進アドバ  
イザー設置条例（廃止）  
中頓別町普通河川管理条例  
（改正）  
道路占用料徴収条例（改正）  
南宗谷消防組規約（変更）  
南宗谷衛生施設組規約  
（変更）  
宗谷広域圏振興協議会規約  
（変更）  
中頓別町道路線（廃止・認定）  
平成18年度各会計補正予算  
（一般会計ほか8会計）  
重要な公の施設並びに議会の  
議決に付すべき重要な公の施  
設の利用又は廃止に関する条  
例（改正）

## 可決された主な議案

### 町有職員住宅使用条例（改正）

水洗便所が整備されている町職員（教職員）住宅の使用料（加算分1,100円）を4月から1,850円に引き上げる条例改正です。

### 中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（改正）

敏音知地区にある公営住宅（1LDK1棟4戸）が、長期間にわたり空き家状態になっており、利用促進を図るため、月額使用料を5千円下げ、2万円とするものです。

### 中頓別町体育館設置使用条例（改正）

町民体育館利用者から、利用頻度に応じて1回100円から年間3,000円の利用料を徴収することを主な内容とする条例改正です。

### 中頓別町立学校使用条例（改正）

町民体育館と同様に、学校施設をスポーツ活動などで利用する場合、利用頻度に応じて1回100円から年間3,000円の利用料を徴収することを主な内容とする条例改正です。

### 中頓別町こども館の設置及び管理等に関する条例（制定）

保育所と幼児クラブを「認定こども園」に統合し、保育内容が同一にもかかわらず、これまで異なっていた保育（利用）料を統一するものです。こども館の機能はこれまでと変わりませんが、職員の配置、組織機構が一部変わりました。

### 指定管理者の指定について

サービス向上や委託経費の削減などを目的として昨年度から導入された「指定管理者制度」により、下記の施設は、平成19年度から2年間、自治会や民間団体などが管理することに決まりました。

農業体験交流施設（「もうもう」、「オガル」） 中頓別町食菜加工研究会  
 鍾乳洞自然ふれあい公園 （有）中頓別振興公社  
 ピンネシリふれあい公園 天北厚生園  
 旭台公園 旭台自治会

## 請願と意見書

日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する請願（請願第1号）  
 中頓別町農業協同組合（杉木誠吉代表理事組合長）から提出された請願です。

国内農業に壊滅的な打撃を与えると考えられる日本とオーストラリア間のFTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）から、乳製品、牛肉、米などを関税撤廃対象品目からはずすこと、食糧自給率目標の達成や生産者が安心して営農に取組めるよう国に意見書提出を求める請願です。委員会付託を省略し、全会一致で採択されました。（紹介議員・石井雄一、柳澤雅宏、3月2日採択）

日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書  
 請願第1号（右）が採択されたことにより議決された同内容の意見書です。

（提出者・石井雄一、賛成者・柳澤雅宏、3月2日議決）

意見書提出先・内閣総理大臣、農林水産大臣

後期高齢者医療制度の充実を求める意見書

老人保健法に代わり創設された後期高齢者医療制度の市町村運営費負担割合を少なくすることや保険料、一部負担金の減免などを行うよう国に求める意見書です。

（提出者・本多夕紀江、賛成者・岩田利雄、3月13日議決）

意見書提出先・衆参議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣



## 要介護認定者をまちの判断で 障がい者控除の対象者にすべき

本多 夕紀江

**問** 税制改革の下で、様々な控除の廃止・縮減が行われ、サラリーマン、中小零細業者、農家、年金生活者など、あらゆる階層の人々に深刻な負担増をもたらしています。このような中で、税金の控除や減免の制度を活用してもらうことは、多くの高齢者や家族にとって生活の助けになります。所得税法施行令第10条では、障害者の範囲を「精神又は身体に障害のある65歳以上の者で、市町村長の認定を受けている者」としています。

このことから、道内外で「障害者控除対象者認定書」を発行し、要介護認定を受けている人に障害者控除を適用している自治体が数多くあります。

本町も要介護認定で「障害者控除対象者認定書」を発行し、住民の負担軽減を図る考えはないか伺います。

**答** 要介護認定者を画一的に障害者控除の対象とすべきの考え方を国税庁では示していません。

高齢者の負担は軽減してあげたいものの、「障害者控除対象者認定書」を発行することによって、住民税の収入が下がる住民に違う面での負担をお願いしなければなりません。

全国の自治体がどこでもこの制度を行っているわけではなく、財政状況の厳しい当町では難しいと考えます。

要介護認定者を障害者控除の対象とすべきかどうか、もうしばらく関係部署と協議し、総合的に検討していきたいので、いま、認定書を発行する、しないということは言えません。

ここが聞きたい、知りたい

# 私たちの一般質問

第1回定例会では、町村合併や今後の病院運営のあり方などについて、3名の議員が町長の考えを質しました。

### 議会のことば

## 障害者控除対象者認定書

所得税法施行令（第10条第1項第7号）では、「精神または身体に障害のある年齢65歳以上の者」で、「市町村長の認定を受けている者」は、障害者手帳などがなくても障害者控除、特別障害者控除の対象になります。

市町村長が「障害者控除対象者認定書」を発行すれば、介護保険の要介護認定を受けた人や扶養家族は、所得税の申告時に障害者控除（27万円）、特別障害者控除（40万円）を受けられることになります。税金を納めている場合、所得控除の申告は5年前までさかのぼってすることができます。

認定の方法は、市町村の基準によりますが、障害者、特別障害者と障がいの程度が同じである者については、税法上同じ取扱いとすることが公平と考えられます。

道内で認定書を発行している市町村のうち、例えば、名寄市では、「介護保険における要介護認定の介護度をもって特別障害者に準ずる者又は障害者に準ずるものとして機械的に認定を行うことのないようにする」（同市交付事務処理要綱第4条）と規定し、介護サービスの提供基準である要介護度と永続して残る障がいの認定基準の違いを認めた上で実施しています。

## 一流の、中頓別（いなか）づくり推進事業を 使いやすい仕組に！

石井 雄一



**問** 町民の自主的なまちづくり活動を支援する目的で、平成4年度に「まちづくり活動支援事業」がスタートし、平成15年度までの12年間でかなりの成果があったと考えます。平成16年度からは、「一流の、中頓別づくり推進事業」と名称を変えて再スタートをきったわけですが、なかなか成果があがっていないように思われます。

この制度が利用されない原因を検証し、相当思い切った制度の見直しを行うべきではありませんか。

財源である1億2千万の基金は、重点的な使い方をした方がいいと考えます。

例えば、地場産業である酪農を生かすよう、チーズなどの乳製品づくりに使うなど、行政と住民が、一緒になって取組めるよう積極的な働きかけを行うべきではありませんか。

**答** 「まちづくり活動支援事業」を一新して再スタートした「一流の、中頓別づくり推進事業」の補助実績は、平成17年度の「甚平寮再現事業」、「北海道農業者会議事業」の2件にとどまっています。

行政では、この間、町広報や旬報で制度の周知とともに、事業募集や事業予定者との相談等を進めてきたところですが、利用されない原因の一つには、まちづくりに携わる団体の活動が時間の経過とともににぶっているためと考えられます。

貴重な財源を有効に活用するため、まちづくりの動きを見逃さず、相談にのれるようにしたいと思います。

今後は、制度のPRに加え、まちづくり団体等を通じた事業の掘り起こし、事業予定者との相談に努め、有効活用につなげたいと思います。

また、補助限度額や補助対象経費の範囲等についても、見直したいと考えています。

## 敏音知小学校と中頓別農業高校の跡地利用対策は？

**問** 敏音知小学校と中頓別農業高校の跡地利用について伺います。

① 敏音知小学校の跡地利用について、平成19年度からどのように取り組まれるのか、その具体的な内容について伺います。

② 中頓別農業高校の跡地利用については、いまだ方向性が定まっていないようですが、現在の取り組み状況、基本的な考え方について伺います。天北厚生園の移転先としての利用は考えられませんか。

**答** ① 旧・敏音知小学校は、自然体験型の生涯学習施設として利用することで検討を進めています。

平成19年度に、そのための調査研究事業として、これまで取り組まれていた体験観光や移住促進の事業などと連携し、実際に自然学校を開設して、メニュー開発や採算性の調査などについて取組みたいと考えています。また、補助申請の準備段階ですが、商工会の補助事業で将来の新たなビジネスのしくみづくりを調査研究したいと思っています。

② 中頓別農業高校の施設活用については、中農高利活用推進協議会が決定した利活用方針に基づいて作業を進めています。

現時点では、具体的な活用方法が明言できませんが、基幹産業である農業の振興や福祉、教育分野での利活用、さらにそれらを組み合わせた利活用の可能性について、視察や資料の収集などを行っています。

天北厚生園の移転先として、同校の施設全部を利用することはできませんが、一部を利用できないか検討しています。

## 助役（副町長）や教育長は必要か

**問** 町長は、昨年9月の定例会で不出馬表明をされましたが、その後、今年2月に入り、新聞等で4月の選挙に立起することを表明されました。

もし、次期町政を担当された場合、助役（副町長）、教育長の特別職をおかれるつもりか伺います。

もし、置かない場合、町長が公務出張などで不在のときの対応・責任体制は、どうなりますか。

また、教育長について、位置付けを見直す場合、具体的にどのような方法を考えていますか。



柳 洋 雅 宏

**答** 町政を執行する基本姿勢は、「町づくりの主人公は町民である」との考えから、平成17年度に町民主体による策定委員会を組織し、「中長期行財政運営計画」が策定されました。

その中で、「助役（副町長）の廃止、教育長の位置付けの見直し」を検討することになっていきます。

仮に次期町政を担当させていただくことになれば、この運営計画に沿って助役（副町長）は欠員とし、教育長については、制度上廃止や非常勤化は困難ですが、位置付けの見直しを検討します。

助役を置かず、町長が不在の場合は、それぞれの担当課長に責任をもって仕事をやってもらうこととなります。

教育委員会を置かないことは、法的に検討する必要がありますが、将来、町の職員がもう少し減少した場合は、教育委員会に役場庁舎に入ってもらい、できることなら、教育長が、副町長の業務ができるような仕組を考えてみたいと思います。

## 町村合併への取り組み姿勢は？

**問** 本町は、浜頓別町、猿払村との合併協議が破たんし、自立の道を歩んでいます。今後、国や道から合併推進へ向けての施策や指導があるものと考えられます。

町長は、町村合併についてどのような姿勢で臨むのか具体的な考え方を伺います。

**答** 平成17年4月から5年間の時限立法として、「市町村の合併の特例等に関する法律」が施行され、総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県知事が合併を推進する構想を定めることができるようになり、道も平成18年7月に「市町村合併推進構想」を決定・公表しました。

その中では、本町は、浜頓別町と枝幸町との組み合わせになっており、今後、道は、5年間の時限の中で自主的な合併を推進するため必要な役割を果たしていくとされています。

このような状況下ではありますが、当分の間、合併協議に入る環境にはないと考えています。

その理由として、昨年3月、枝幸町と歌登町が合併したばかりであり、いまだ合併後の整理・地域間の整合性がついておらず、一つの町になるためには、1年や2年の時間がかかると考えます。

合併は、本町がしたいといっても、相手が難しいと言え進みません。本町は、単年度的には収支が赤字であり、もし、合併協議の環境が整ったとしても、赤字の町と合併することは、相手にとってかなりの決断が必要です。

また、赤字のまま合併した場合は、本町にあるいろいろな施設がなくなる可能性が高く、当分の間は、行財政改革を進めて黒字にしていく方向性をめざし、それから合併の話になると思います。

## 国保病院の存続は可能か

問 自治体病院の運営は、いずれの市町村においても非常に厳しい状況にあり、本町の国保病院でも12月末時点で約1億400万円程度の不採算運営費が見込まれていますが、今後どのように運営されていくのか伺います。

道内町村が結集する北海道町村会などでは、診療報酬制度の改善に向けて、国等などのような働きかけをしていますか。

本町では、天北厚生園や長寿園を抱えており、病院（50床）を診療所（19床）にするのは難しいと考えられますが、赤字にどこまで耐えられるかが問題ですので、診療所という選択肢を持っているかどうか伺います。また、近隣町村の医療機関との連携・協議があるのか伺います。

答 自治体病院の運営は、医師、看護師などの確保や医療法・診療報酬の基準など、一市町村では解決できない問題も多くあります。

このような状況下にあつて、当国保病院は、医師など最低の人員は確保できており、本町の地域事情から、今後も病院として存続・運営を続けていきたいと考えています。

しかし、昨年の診療報酬の改定で収支の悪化が進み、このような状態が続けば、町自体が赤字団体に転落することも予想されることから、今後は、病院の管理経費の削減に最大限努めながら収入の確保に努力します。

病院分の交付税として、現在8千92万5千円が交付されており、これが診療所になると、3千179万9千円になり、約4千9百万円減額されます。

診療所にする入院の基本料も下がるため、運営経費が削減できても歳入面では大きなマイナスになることが予想されます。

また、昨年11月からの入院患者数の平均が約30名であり、その約3分の2が長寿園の利用者で、19床にするとその患者も受け入れることができなくなります。浜頓別町の国保病院のベッド数は36床しかなく、常に万床であり、本町住民の入院は難しい状況です。病院自体でも収支改善を図ることは当然ですが、町として、行財政改革を進めて黒字化し、病院の赤字補てんをする仕組みにしていかなければならないと考えています。

また、北海道町村会に働きかけ、入院管理料の減収に対し、特別交付税の措置又は制度の見直しなどの実現を図るための努力をします。道町村会では、診療報酬制度の改善を昨年度から要望していますが、一町村会だけの働きかけでは、厚生労働省の考え方を变えるのは難しいと思います。全国町村会からも働きかけるようお願いしていきたいと思っています。

近隣町村との連携では、道が医療機関の広域化案を策定中であり、7月か8月にも構想案が明らかにされる見通しです。道の案に強制力があるかどうかわかりませんが、新・枝幸町が旧・歌登町の病院のあり方を検討しており、それらの事情も考え合わせる必要があると思います。

### 議会のことば

### 不採算運営費・不採算地区病院

不採算地区病院とは、病床数100床未満（感染症病床を除く。）又は1日平均入院患者数100人未満（感染症の患者を除く。）であり、かつ1日平均外来患者数200人未満である一般病院のうち当該病院の所在する市町村内に他に一般病院がないもの又は所在市町村の面積が300以上で他の一般病院の数が1に限られるものをいいます。

不採算地区病院の運営に要する費用のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額は、地方公営企業法の基準に基づき一般会計から繰出されます。

不採算運営費は、病院の収益と一般会計繰出金を合せた額から、費用を引いた額になります。

平成18年度病院事業会計の採算運営費は、1億5,200万円程度となる見通しで、一般会計では、全額繰出しできないため、このうち約4千万円が赤字（単年度収支不足額・欠損金）となる見込みです。

# 総額46億5千931万円

## 平成19年度各会計予算成立

選挙を控え骨格型、歳入不足で基金7千4百万円取り崩し

一般会計をはじめとする平成19年度予算案は、3月11日に議題にされ、議員全員で構成する「予算審査特別委員会（村山義明委員長）に付託されました。

予算審査特別委員会は、審議を公開の上、3月12日に集中審査を行い、一般会計をはじめとする8会計予算を原案どおり可決しました。

全会計あわせた予算額は、46億5千931万円となり、前年度に比べ6億8千万円あまり、率にして約13%の減額となりました。

各会計予算のうち、知的障害者福祉事業特別会計は、天北厚生園の法人移管によりなくなりました。予算の伸びが著しい国民健康保険事業特別会計は、老人保健該当者の年齢が75歳に引き上げられたことにより、前期高齢者（70歳から74歳）の増と、退職被保険者の増に伴い保険給付費が伸びたことによるものです。

新年度予算は、13日の本会議でも特別委員長報告のとおり了承され、成立しました。

一般会計を中心に、各会計予算の概要と特別委員会での主な質疑・答弁などをお知らせします。

歳入 (単位：万円)

款	19年度	18年度	比較	増減%
町税	17,203	16,465	738	4.5
地方譲与税	7,504	9,566	2,062	21.6
地方交付税	201,776	200,958	818	0.4
使用料手数料	6,874	6,853	21	0.3
国庫支出金	10,179	16,229	6,050	37.3
道支出金	11,860	15,971	4,111	25.7
財産収入	777	2,607	1,830	70.2
繰入金	25,698	13,081	12,617	96.5
諸収入	3,025	2,947	78	2.6
町債	18,100	54,470	36,370	66.8
その他	7,036	7,762	726	9.4
合計	310,032	346,909	36,877	10.6

歳出 (単位：万円)

款	19年度	18年度	比較	増減%
議会費	3,947	4,384	437	10.0
総務費	65,093	55,093	10,000	18.2
民生費	31,225	45,694	14,469	31.7
衛生費	14,616	15,554	938	6.0
農林水費	13,687	22,456	8,769	39.0
商工費	6,177	6,544	367	5.6
土木費	15,677	31,950	16,273	50.9
消防費	14,362	17,088	2,726	16.0
教育費	19,045	20,217	1,172	5.8
公債費	104,245	104,394	149	0.1
諸支出金	21,857	23,423	1,566	6.7
その他	101	112	11	9.8
合計	310,032	346,909	36,877	10.6

### 一般会計予算のあらまし

#### 新型交付税導入、公債費割合高く財政硬直化

歳入では、国勢調査結果に基づく人口減の影響や新型交付税の導入などを見込み、地方交付税が微増していますが、所得譲与税の廃止など、国からの交付金も大幅に減少するため、収入不足を基金の取り崩し（7千4百万円）によって賅っています。

歳出のうち、人件費は、退職職員の不補充や天北厚生園の法人移管で大幅に減少したものの、職員の大量退職に伴い、1億3百万円の退職手当組合負担金を計上したため、総務費が大きく伸びています。

公債費（借金返済）は、前年度に比べ149万円微減したものの、歳出全体の3分の1を占めており、硬直化した財政状況をあらわす予算編成となっています。

## 平成19年度各会計予算の状況

(単位：万円)

会計別	年度別	19年度 予算額	18年度 予算額	比較	
				金額	率 %
一般会計		31億32	34億6,909	3億6,877	10.6
知的障害者福祉事業特別会計		0	2億6,949	2億6,949	100.0
自動車学校事業特別会計		4,118	4,207	89	2.1
国民健康保険事業特別会計		2億8,942	2億4,411	4,531	18.6
老人保健事業特別会計		3億1,178	3億1,622	444	1.4
国民健康保険	収益的収支	4億6,569	5億2,945	6,376	12.0
病院事業会計	資本的支出	2,871	4,081	1,210	29.6
水道事業特別会計		1億628	1億571	57	0.5
下水道事業特別会計		1億2,871	1億3,669	798	5.8
介護保険事業特別会計		1億8,722	1億8,536	186	1.0
合 計		46億5,931	53億3,900	6億7,969	12.7



予算審査特別委員会は公開  
(テレビ中継)されました

## 予算計上された主な臨時事業

(単位：万円)

科目・会計	臨時事業名	事業費	主な事業内容
総務費	地方バス路線維持対策費補助事業	1,675	生活交通路線維持買い支え他
	移住定住促進事業	56	出張旅費、負担金等
	中頓別農業高等学校施設等利活用推進事業	68	報償費、費用弁償、出張旅費他
民生費	天北厚生園法人移管負担金	6,302	天北厚生園法人移管負担金
衛生費	歯科診療所備品購入工事	384	診療台、コンプレッサー
農林水産業費	中山間地域等直接支払制度事業	3,119	交付対象面積約2万6千
	森林環境保全整備事業	694	兵安地区町有林除間伐他
	林道事業(森林管理道弥生線開設事業)	4,450	林道開設 延長460m 幅4.0m
商工費	ピンネシリ温泉機械設備修繕	55	排煙濃度計ファン取り替え他
土木費	中頓別弥生線道路改良工事(0国)	4,000	改良 延長200m 幅5.5m
	町道1条通り線交付金工事	6,000	改良舗装 延長200m
	町道1条通り線地方特定整備工事	1,000	歩道工・照明灯3基
	公営住宅屋根塗装工事	85	すみれ団地他
	公営住宅屋根葺替工事	149	旭台団地2棟
消防費	消火栓取替工事	81	消火栓取替・移設1基

## 議会のことば

## 新型交付税

地方交付税改革の一つの道筋として、人口と面積を基準に地方交付税の配分額を決めていこうとする考え方で、これまでの算定方式に比べ、過疎地や農村部にとって配分額が減少し不利になると言われています。平成19年度は、交付税総額のうち1割程度、3年後には3分の1程度が新型交付税となる見通しです。

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきですが、自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての自治体が一定の水準を維持できるように財源を保障する見地から、国税として国が地方に代わって徴収する地方税(地方固有の財源)です。国は、最低限の住民サービスを支える財源であるべき交付税を、例えば、出生率の高いところに優遇配分するなど、政策本位に利用する傾向が見られ、高齢者福祉に力を入れる自治体との格差をさらに助長することが懸念されます。



## 予算審査特別委員会 主な質疑&答弁



### 一般会計歳入

#### 地方交付税

**Q** 新型交付税が導入されて、小規模市町村の交付税額は下がるといわれてきました。新型交付税の算定根拠は、面積と人口が基本ですが、具体的な算定方法と今後の見通しを伺います。(石神委員)

**A** 普通交付税の中で積算された新型交付税分は、1千9百万円あまりです。これは、平成19年度の基準財政需要額の10%が新型交付税に移行するためです。

今後3年間で全体の3分の1程度が新型交付税に移行される方針です。その結果、平成20年度以降どのような影響がでるのか、はっきりわかりませんが、平成19年度は壊滅的な打撃には至りませんでした。

管内9市町村のうち、増額影響を受けるのは5町村、減額影響を受けるのは、4市町村という状況です。(安積総務課長)

### 一般会計歳出

#### 総務費

**Q** 平成18年度中に防災会議は開かれましたか。大雨被害などに備えて、防災計画は見直されていますか。(本多委員)

**A** 平成18年度の防災会議は開かれていません。現在、防災計画の見直しを進めています。(安積総務課長)

**Q** 公共施設見学会の必要性はありますか。(柳澤委員)

**A** 毎年行なっているわけではありませんが、既存施設の現状を知ってもらうために実施していきたいと思えます。(安積総務課長)

**Q** 公共施設見学会は、目的をはっきりさせてほしいと思えます。体が不自由な方にも呼びかけることはできませんか。(本多委員)

**A** 少ない予算ではありませんが、方法を工夫したいと思えます。(安積総務課長)

**Q** 選挙費に多額の予算が計上されていますが、開票事務の時間短縮などを工夫して予算を組んだのか伺います。

地方バス(天北線)路線維持対策補助金は、生活交通路線維持買支えに多くが充てられています。理由を伺います。(石神委員)

**A** 本町は開票作業に当って、時間外手当を出しておらず、定額での支給になるため、経費の削減にはつながりません。

開票時間の短縮については、方法を検討したいと思えます。

生活交通路線維持対策買支え分は、年々大きくなってきています。

天北線代替輸送確保基金が、平成18年度末で約4億円であり、そのうち約1億円がバスの更新費になり、残り2億8千万円程度しか残りません。一年間に2千万円程度使うとしたら、基金では、あと14年しかもちません。

代替輸送協議会で、ダ

イヤ改正や経費の節減を要請したいと思えます。(安積総務課長)

**Q** 選挙事務の時間外手当として、250万円が計上されていますが、開票時間を短縮しても支給額は変わらないのですか。(石神委員)

**A** 定額支給に満たない短い勤務時間になった場合は見直すことになりました。(安積総務課長)

**民生費**

**Q** 高齢者事業団運営補助事業で60万円が計上されていますが、どのように使われますか。事業団の活動状況はどうなっていますか。

知的障害者通勤バス助成事業は、住民に周知していますか。対象者は何名ですか。(本多委員)

**A** 高齢者事業団は、道の補助事業で行っており、主に人件費が助成の対象になっています。

補助率は、道、町がそれぞれ2分の1を負担しています。平成18年度の事業状況は、11件の事業

依頼があり、9万円の委託料が入っています。

知的障害者通勤バス助成事業は、対象者が把握できるため、住民には周知をしていません。平成18年度、19年度の対象者は各1名です。(奥村保健福祉課長)

**農林水産業費**

**Q** 有害鳥獣駆除対策費の実績を伺います。(藤田委員)

**A** 平成18年度では、熊の駆除実績はありません。

委託料は、狩猟免許保持者への業務委託料として支払っています。(柴田産業建設課長)

**土木費**

**Q** 集乳道は、町道ですが、農家が自分の牛乳を集荷するための道路と考えます。

経費節減のため、農家に理解を求め、自ら除雪する取り組みが必要と考えますが、町として、なんらかの対応を考えていますか。(柳澤委員)

# 地方財政健全化法案（自治体再建法）で決まるまちのランク

## 都市との格差拡大、財政破たんにつながる新型交付税制度

### 財政危機回避は、公債費（借金）と人件費の削減で！

**A** 除雪については、民間委託を含めて具体的な検討作業に入っています。集乳道の除雪については、農家や農協と協議をしていますが、理解が得られないのが問題なので、意見を聴く場を設けて話を進めたいと思います。（柴田産業建設課長）

**公債費**

**Q** 公債費予算は、公債費負担適正化計画と整合性がとれていますか。（石神委員）

**A** 単純にイコールではありませんが、公債費負担適正化計画の枠内の予算額です。（安積総務課長）

**Q** 自治体の破たん法制として、新たに「地方財政健全化法案」（自治体再建法）ができることになりました。

法案では、4つの財政指標のうち一つでもクリアできなければ、自動的に「早期健全化団体」となり、財政健全化計画の策定・公表のほか、公認会計士などによる外部監査が義務付けられると報道されています。

現段階では、4つの指標のうち、2つはクリアできないと考えますが、見解を伺います。（石神委員）

**A** 自治体再建法は、平成20年度の決算から対象となり、平成21年度から法律が施行されることとなります。

健全化の判断基準となる4つの指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率です。

総務省は、3月中旬に平成17年度の全国自治体の連結決算状況を公表し、ランク付けを行います。それらを参考にしながら、省令がつけられ、平成20年度の決算からスタートするという状況です。

外部監査については、4つの指標の数値のいずれかが基準以上になった場合、自治体は、契約に基づき、公認会計士などから監査を受けることとなります。

指標が示されていないため、はつきりしたこと

は言えませんが、大変厳しい状況であることは間違いありません。（野邑町長）

**Q** 公債費負担適正化計画どおりに進んでも、4つの指標はすべてクリアできないと思いますか。（石神委員）

**A** 現在、公債費負担適正化計画に沿って、借入額も押さえており、2、3年は計画どおり進むと考えています。

平成19年度、20年度は、自治体再建法の施行に備え努力をする準備期間と考えています。（野邑町長）

**Q** 本町には、現在、約84億2千万円の借金残高がありますが、はたして返していけるのか伺います。

また、北海道新聞社が実施した「道内自治体財政状況に関するアンケート」で、財政再建団体なる可能性についてどのよう回答したのか伺います。（山本委員）

**A** これまで、できるだけ有利な起債を借入してき

たつもりですが、現在、公債費が町財政の大きな負担になっているのは事実です。

借入れにあたっては、平成18年度に作成した公債費負担適正化計画の借入金の中に収まるよう事業調整をしていますので、計画どおり進めば、公債費の負担割合は下がっていくと思います。

本町は、自主財源が少ないので、どうしても、交付税、譲与税などに依存する財政となり、国のさじかげんによって大きく左右されることになりました。

今後一番負担の大きい公債費、人件費の比率を下げていく努力をしていく必要があります。

北海道新聞社のアンケートには、5年以内に財政再建団体になる可能性があると回答し、財政運営に関して、危機を感じています。（野邑町長）

#### 議会のことば

#### 地方財政健全化法案（自治体再建法）

今国会に提出された「地方財政健全化法案」（自治体再建法）では、平成21年度の決算（20年度分）から自治体の財政状況を測る4指標を導入。政令で指標ごとに「早期健全化基準」と「財政再生基準」の数値を定めます。「健全化基準」より一つでも悪い指標があれば、公認会計士などの外部監査を受けながら改善努力を迫られることとなります。「再生基準」より悪い指標があった場合は、破たんに陥り、厳しい歳出カットを求められることとなります。今後、自治体が地方債を発行して民間の銀行などからお金を借りの場合、財政能力・ランク付けに応じて金利が異なるなど、財務状況が悪いところは、金融機関に支配される可能性も指摘されています。

いきいきふるさと常任委員会

## 自治基本条例、環境基本計画、総合計画、国保病院の経営状況、保育所等の民営化について調査をおこないました



### 国保病院の経営状況について

平成18年度の国民健康保険病院事業会計の決算見込み、12月末現在の損益計算書などから、経営状況を調査しました。

その結果、入院患者数・外来患者数とも前年度に比べ増えているものの、給与費をはじめとする費用も約2千2百万円増え、逆に収益は3千2百万円減る見通しであることがわかりました。

不採算運営費の額は、前年度に比べ約5千4百万円多い1億379万円となり、経営状況は非常に厳しい局面に立たされています。

収支の差が広がる主な要因は、国の医療制度改革に伴い、診療報酬が改定され、現行の医療スタッフ体制では、入院基本料が前年度に比べ約3千6百万円減収することにあります。

この改善策としては、現在適用されている入院基本料ランクを一つ上げることが有効ですが、新たに最低3名の正看護師の雇用も必要となり、実質増収額は1千7百万円に満たないことから、常任委員会では、経営の抜本的な改善が必要と判断しました。

管事務調査とは、常任委員会が町の行う事務などを自主的に調査するものです。

通常、議会の閉会中又は休会中に行われ、次の定例会でその結果が報告されます。

いきいきふるさと常任委員会では、第4回定例会から第1回定例会までの間に、自治基本条例や総合計画などの所管事務調査を行いましたので、その内容を報告します。



公立の認定こども園誕生を伝える新聞

### 保育所等の民営化について

本委員会は、町が、平成19年4月1日から、保育所と幼児クラブを統合し（条例の一元化）、「認定こども園」とする取り組みを保育所等の民営化の一里塚として評価。中長期行財政運営計画では、平成24年度を民営化の予定年度にしていますが、その期限にこだわることなく、抜本的なコスト削減のため、民営化のための運営母体づくりに早急に取組むよう求めました。

### 基本（総合）計画について

第6期の総合計画第2次実施計画（後期計画・平成19年度～平成23年度）案の説明を受け、同計画がスタートした平成14年度時点の基本構想・基本計画との整合性などを調査しました。

その結果、基本構想・基本計画には手をつけず、実施計画のみを見直す手法に懸念を抱き、次の点を指摘しました。

- (1) 基本計画と実施計画のつながりが、わかりにくいので明確にすべき。
- (2) 前期実施計画の達成度、評価が不明なので、実現できた施策事業、実現できずに後期計画に引き継がれた施策事業等を明らかにして、町民に示すべき。
- (3) 公債費適正化計画や中長期行財政運営計画などで予定する財政指数の健全ラインを一年でも早くクリアするよう配慮しつつ、「集中と選択」を基本に町民に希望をもたらず総合計画にすべき。

## 環境基本計画について

本委員会では、環境基本計画と環境基本条例との整合性を調査。調査は、道環境基本条例をはじめ、二セコ町、白老町など、他市町村の環境基本条例・環境基本計画と本町の条例及び計画の内容を比較検討する方法で行われました。

環境基本条例の調査では、条文の不備や表現不足の箇所が指摘され、修正案が全会一致で了承されました。

修正の主な内容は、単純な字句の訂正のほか、全8章の章立ての追加、短い前文の見直し、環境審議会の設置規定などであり、極力原案の趣旨を損ねないよう必要最小限に留めています。

また、二セコ町などの環境基本計画に比べ、本町の環境基本計画があまりに簡易・簡便であることが問題の一つとして提起されました。

環境基本条例は、分野別の基本条例のため、自治基本条例との連動・整合性を重視すべきこと、環境基本計画を定める際は、議会の議決を経るべきとの意見が了承されました。

所管事務調査は、条例審査とは異なり、常任委員会が自主的な判断で行う条例案などの立案のための調査であることから、町は、この修正案及び意見を参考に、より良い環境基本条例・環境基本計画づくりを行うよう求めました。

なお、昨年(2019年)の第4回定例会で提案され、常任委員会に付託された環境基本条例案は、第1回定例会で、内容の不備、住民への周知不足などを理由に撤回されました。

以下は、本委員会の前文案です。

### (前文)

私たちのふるさと中頓別は、敏音知岳を中央に、南西の天塩山地、北東のポロヌプリ岳から連なる北見山脈に囲まれたまちです。

四囲の山々を源とする水の流れは、母なる頓別川に注ぎ込み、流域に河岸平野を創り出して、農耕と牧畜を営む幸せを人々にもたらしています。

豊かな水系の源は、町の木・アカエゾマツをはじめとする針広混交林にあり、多様で多彩な生態系の環を育む礎となっています。

しかし、ゆきすぎた資源とエネルギーの消費は、環境への負荷を日々増大させ、私たちの生存に欠かせない水や空気の自給を危うくし、こどもたちの未来にまで、過大な負の遺産を残そうとしています。

いまこそ、人間中心の価値観をあらため、「もったいない」を合言葉に、自然環境と共生する持続可能な循環型社会をつくる行動が求められています。

私たち町民は、生態系の一員として、森と川のめぐみに支えられた暮らしに感謝し、豊かな環境の保全と創造に積極的に取り組むため、この条例を制定します。

## 自治基本条例について

常任委員会では、分権時代にあつて、自治基本条例の必要性を痛感し、自ら作成した条例草案を昨年12月初め、全町民に配付し、意見募集を行いました。

その後、町が設置した自治基本条例検討委員会に、住民代表、町職員委員とともに、委員代表3名が加わり、3月8日まで成案化の努力を続けてきましたが、実現には至りませんでした。

草案は、神原勝北海学園大学教授の指摘などを一部受け入れ、章の組み替え、用語の定義などを明確化したほか、検討委員会での議論も参考に見直しを行い、独自の修正草案(全35条)となりました。

修正草案は、最高規範性など、自治基本条例としての形式的要件は備えていますが、自治体運営ルールのみを定めたものではなく、主要な政策、理念を盛り込んだ「まちづくり基本条例」タイプです。

町の総合計画、中長期行財政運営計画などが、新たな公共の担い手として、自治会などを想定しており、これらの計画を法的に支えるのが、自治基本条例と考え、草案(修正草案)でも、コミュニティを自治の原点に位置付けています。

自治基本条例は、自治体政策の要である総合計画を実現する推進装置であり、町政の評価基準でもあることから、早急に制定すべきでしたが、議員任期が間近に迫り、調査活動の時間が残されていないと判断。改選後の議会、町長、両者に町政を信託する住民にこれまでの調査活動の成果が引き継がれることを強く期待し、調査を終えました。

以下は、本委員会の修正草案の前文です。

### (前文)

私たちの中頓別町は、明治の末期に一片の砂金が発見されたことをきっかけにまちがつけられました。

先人たちは、道北の厳しい気候条件にもめげず、荒野を切り拓き、自給自足と助け合いによって、互いの絆を強め、共生の道を歩んできました。

その開拓の労苦から一世紀を経て、深い森の緑と清流に抱かれたまちには、農林業を基本産業に、平和とやすらぎに満ちた地域社会が築かれています。

私たちは、先人たちから受け継いだ豊かな自然環境と伝統文化を守り育て、未来を担うこどもたちに引き継ぐとともに、町民福祉の増進と自主自律の自治を實踐して、一流のいなかつくりをめざします。

町民一人ひとりの幸せの追求が、そのまま町民全体の幸せ、住んでよかったまちづくりにつながることを願い、ここにまちの憲法として中頓別町自治基本条例を制定します。

## 自治基本条例の早期制定を求める決議

2000年分権改革以降、国の法律と財源に頼るまちづくりの時代は終り、自治体には、自治のしくみを自ら創りあげる必要性が生じている。

しかし、本町では、住民がまちづくりの主役であるにもかかわらず、議会や行政になにを信託し、自らは、なにをすべきか、明確な規範を持ち合わせていない。

そればかりか、住民参加や情報共有など、住民自治の柱となる原則・制度も法的には保障されていない。

これからは、自治基本条例を頂点に、環境、教育、福祉などの分野別条例を定め、諸政策を展開していくわかりやすいまちづくりが求められる。

自治基本条例は、自治体政策の中核である総合計画を実現するための推進エンジンであり、町政の評価基準でもある。

国に憲法があるように、自立した自治体は、「まちの憲法」を持つべきである。二代表制の一翼を担うべく、議会は、昨年12月、住民に自治基本条例草案を示し、その必要性を訴えてきた。

その後、住民代表、町職員、議員が参加した検討委員会が設置され、今日まで成案化の努力を続けてきたが、実現に至らないまま、議員の任期を迎えることは、誠に残念でならない。

これまでの検討委員会の議論などを踏まえ、議会は、自治体運営のルールのみならず、政策理念も盛り込んだ修正草案を結実させたので、今後の自治基本条例の制定論議に役立ててもらうことを強く希望する。

今後、分権改革が進み、法律による義務付けの撤廃が行われる一方、すでに新型交付税に見られるように、地方固有の財源であり、基本的に財政力の弱い自治体を支えるべき地方交付税制度が、急速に本来の役割を変えようとしている。

都市と農村部では、財政格差がさらに広がり、小規模自治体では、最低限の住民サービスを維持することさえ難しくなっている。

税収が乏しく、実質公債費比率の高い本町にとって、交付税の圧縮・削減は、財政破たんにつながる問題であり、これまでのまちづくりを根本的に見直すべき時期にきている。

早急に住民が自らの意思と責任で自治を決定し、安心して活力あるコミュニティと地域社会を築き上げるための取り組みをはじめなければならない。自治基本条例の制定は、その第一歩である。

自治体の目的は、住民の福祉の増進につきる。そのための自治基本条例には、住民の幸福と共生社会の実現、住んで良かったまちづくりが理念として謳われることを願うものである。

この春の統一地方選挙を経ても、これらのまちづくりの理念は変わらないと信じ、改選後の町議会、町長、両者に町政を信託する住民が、互いに理解し、共感できる「まちの憲法」を早期に制定するよう求める。

以上、決議する。

平成19年3月13日

中 頓 別 町 議 会

(決議案提出者 / 柳澤議員・賛成者 / 星川議員)

第1回定例会最終日となった3月13日、議会が制定の取り組みを続けてきた自治基本条例について、早期制定を求める決議案が提出され、全会一致で議決されました。

この決議では、自治体の目的は、住民の福祉の増進であり、そのための自治基本条例には、住民の幸福と共生社会の実現、住んで良かったまちづくりが理念として謳われるべきとされ、改選後の町議会、町長、両者に町政を信託する住民が、互いに理解し、共感できる「まちの憲法」を早期に制定するよう求めています。

自治基本条例の早期制定を求める決議を全会一致で議決

町には信号機4つだけ、牛横断注意！一流の田舎の自動車学校で免許をとろう！

### 中頓別町立自動車学校では生徒を募集しています

あなたの友人・知人、こどもたちで、まだ運転免許を持っていない方はいませんか。

道路交通事情など、都会の自動車学校に比べ、本校は断然免許がとりやすい環境にあります。

夏季は、とくに教習体制に余裕があり、夏休みや観光滞在中に免許を取ることも可能です。

宿泊施設もあっせん致しますので、ぜひ普通自動車・大型特殊免許の取得は本校で！

町民のみなさま、都会にお住まいの友人・知人、親戚などをご紹介ください。

お問合せは、公安委員会指定校・中頓別町立自動車学校(01634)6-1667へお気軽に。

## 公開します！ 議員の成績表

働きぶりをあなたがチェック！

平成18年度及び任期4年間の議員の活動実績と一般質問回数を公開します。



### 議会改革4年間の歩み

平成15年5月

初議会（議員数10名、常任委員数2）

平成16年1月

第1回臨時会で期末手当を大幅削減。議員年収管内最低に。

3月

第1回定例会から一般質問のテレビ中継開始

平成17年5月

議事録のホームページ公開開始

10月

議員会（私費）による新潟・長野県の自立町村（津南町・栄村・小谷村）視察。

12月

第4回定例会で、議員定数を10名から8名に削減する条例、期末手当の全廃、二つの常任委員会を「いきいきふるさと常任委員会」に統一する条例を全会一致で可決。

期末手当全廃と常任委員会改革は、平成18年度から実施。定数削減は、平成19年4月の町議選挙から適用。

平成18年3月

予算審査、決算審査特別委員会等の審議を公開・テレビ中継

8月

自治体バランスシート公開学習会（議員会主催）

平成19年1月

自治基本条例公開学習会（議員会主催）

### 議員の活動実績と一般質問回数

（上段：平成18年4月～平成19年3月 / 下段：4年間の合計）

議員名	定例会・臨時会		各種委員会		一般質問回数
	出席義務日数	出席日数	出席義務日数	出席日数	
星川三喜男	10	10	33	31	3
	48	48	130	125	13
岩田 利雄	10	10	24	23	0
	48	48	92	88	4
山本 得恵	10	10	40	37	1
	48	47	138	133	4
柳澤 雅宏	10	10	58	58	4
	48	48	188	187	15
本多夕紀江	10	10	42	42	4
	48	48	140	140	16
藤田 首健	10	10	24	24	0
	48	48	93	92	2
石井 雄一	10	10	40	38	4
	48	46	138	124	14
村山 義明	10	10	40	40	0
	48	48	140	138	1
宮崎 安史	10	10	49	49	1
	48	48	148	147	6
石神 忠信	10	10	49	49	0
	48	48	125	124	1

（注1）議員名は上から議席番号順（9番目が副議長、末尾が議長）

（注2）各種委員会とは、常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集特別委員会、決算審査特別委員会、予算審査特別委員会、行財政改革調査研究特別委員会、中頓別農業高校施設等活用対策調査研究特別委員会及びこれらの小委員会を含む。

（注3）一般質問は、定例会（年4回）で行われます。

### ホームページで議事録などを公開しています

中頓別町のホームページ（<http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp>）で議会だより、定例会の議事録などを公開しています。町ホームページから [町の概要](#) [中頓別町議会](#) へ進みご覧ください。

議会みなさんの暮らし、福祉などの身近な問題を議論する大切な会議です。

議会日程や傍聴の手続き、請願・陳情などのお問合せは、TEL 6 - 2 2 4 4（議会事務局）へ。

## 議会の動き

- 1月
- 29日 第1回臨時会  
いきいきふるさと常任委員会  
所管事務調査  
議会運営委員会
- 2月
- 4日 自由民主党移動政調会（稚内市）
- 6日 いきいきふるさと常任委員会  
所管事務調査  
議会広報編集特別委員会
- 14日 北海道町村議会議長会評議委員会（札幌市）
- 16日 いきいきふるさと常任委員会  
所管事務調査
- 26日 いきいきふるさと常任委員会  
所管事務調査  
議会運営委員会
- 3月
- 2日 第1回定例会招集  
議会運営委員会
- 5日 議会広報編集特別委員会
- 8日 いきいきふるさと常任委員会  
所管事務調査  
議会運営委員会
- 11日 サンデー議会（一般質問）
- 12日 予算審査特別委員会
- 13日 定例会再開（終了）
- 28日 議会広報編集特別委員会



目頭を潤ませながら、里親にカーネーションを手渡す卒業生たち（上）  
四名が歌う校歌は、春を呼ぶ風となって流れた

## 北の国から春の旅立ち

小頓別小中学校（村上徹校長・児童生徒数12名）では、3月16日、卒業式が行われました。同校での山村留学は、里親を引き受ける住民たちの協力により、15年も続いています。この日、小学校を卒業したのは、渡辺泰真くんと長谷川大悟くん。中学校を卒業したのは、堀口恵実真さんと小川妹子さん。4名は、いずれも、東京、大阪などの出身。同校で中学1年になる渡辺くん以外は、最北の地での生活に別れを告げ、親元にもどり進学します。

卒業証書授与の後、村上校長が、「みなさんのがんばりに心から祝福の拍手を送りたい。人を思いやる心を忘れず、ものごとを深く考え、知性溢れる人間になってください」と、はなむけの言葉を贈りました。

卒業生が、感謝を込めて赤いカーネーションを里親らに手渡すと、見詰め合う双方の目に涙が光っていました。

## 4年間ご愛読ありがとうございました

議会広報編集特別委員会一同

委員長 柳澤 雅宏  
副委員長 星川三喜男  
委員 本多夕紀江

## 編集後記

四月、旅立ちの季節です。ピカピカの一年生、学校を終えて社会に出る人、進学して学業に励む人、退職で第一線を退く人。それぞれが、今までとは違う世界の入口に立って期待と不安が交錯していることでしょう。

どのような形であれ、新たな生活に踏み出す人々には、「だいじょうぶ、そのまま前へ進んで！」とエールを送りたくくなります。

そんなとき、中農高の校訓「夢を持って 夢を追え！」が心に浮びます。いつの時も、いくつになっても大事にしたい言葉です。

こども館が、公立「認定こども園」の道内第一号に認定されました。幼稚園と保育所機能をあわせ持ち、地域の子育ての拠点となる認定こども園が、地域住民、何よりもこどもたちの成長にプラスになることを願うばかりです。

中頓別町は課題山積。厳しい財政状況の中、新年度がスタートしました。お金がなくてもやれることを実行し、住民の気持ちを穏やかに、明るくしていくことも大切な仕事だと思っています。

「夢と希望と誇りのもてるふるさと中頓別」になるようみんなで力をあわせましょう。（本）